

# 公立大学法人京都市立芸術大学の組織に関する規程

(令和2年3月24日理事長決定)

(令和3年11月2日一部改正)

(令和7年4月25日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する京都市立芸術大学（以下「大学」という。）の組織等に関し、公立大学法人京都市立芸術大学定款及び京都市立芸術大学学則並びに京都市立芸術大学大学院学則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(法人組織)

第2条 法人に、理事長の法人運営を補佐するための組織として、室及び委員会その他の組織（以下「室等」という。）を置くことができる。

2 室等に関し必要な事項は、別に定める。

(理事補佐等)

第3条 法人に、理事長又は理事を補佐するため、理事補佐又は顧問を置くことがある。

2 前項の理事補佐及び顧問に必要な事項は、理事会の議を経て理事長が定める。

(法人職員)

第4条 室等に職員を置くことができる。

2 前項の職員に必要な事項は、理事会の議を経て理事長が定める。

(大学組織)

第5条 大学に、学長の大学運営を補佐するための組織として、委員会及びその他の組織（以下「委員会等」という。）を置くことができる。

2 委員会等に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第6条 大学に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は別に定める。

(学長補佐等)

第7条 大学に、学長を補佐するため、学長補佐又は特命担当を置くことがある。

2 前項の学長補佐及び特命担当に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月2日理事長決定）

この規程は、令和3年11月2日から施行する。

附 則（令和7年4月25日理事長決定）

この規程は、令和7年5月1日から施行する。